

■ 研究所だより

細越 雄二

今の通常国会で、「マイナンバー法」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)が成立しました。社会保障と税の一体改革に関連した法律で、この制度ができると、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、自己の情報等を自宅のパソコン等から入手できる、事務・手続の簡素化、負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上などが可能になる、と制度の大綱(2011年)ではうたっています。

ですが、政府の資料を読むと、より公平で正確な給付ができるようになるというもの、その一例として最初に挙げられているのが、傷病手当金と厚生年金等の併給調整です。これに該当する人はそもそも少なく、個人にとっての効果は限定的にならざるを得ません。この制度は、個人よりもむしろ、政府にとってメリットが大きいから導入するのであって、制度設計やシステム運営コストをはるかに上回る利益があるとみているのでしょう。

また、こうした話題に関連して、省庁や地方公共団体が保有する公共データを民間開放することや、インターネット上に大量に蓄積された情報(ビッグデータ)を民間企業がビジネスに利活用できるようにするための環境整備を行うことが、閣議決定された成長戦略に盛り込まれました。データの活用と個人情報・プライバシーの保護との

両立に配慮したルールづくりを行うことも盛り込まれていて、これは当然のことですが、自分の知らないところで自分の情報が利用されてしまう社会が来たという感じで、気持ちの悪さを感じます。

これは民間企業が情報を利用する立場ですが、反対に考えてみると、民間企業の保有する様々な個人情報を政府がテロ対策などという理由で収集・利用できるとなれば、個人を監視・管理できるようになります。日本社会がすぐにはそうなることはないと言う向きもあるでしょうが、本質は、政府はいつでもその気になればあらゆる情報を集めて個人を監視・管理することが可能だ、ということです。

年金番号にも特定の個人を識別する番号が割り当てられていたことが発覚し、以後そうしないよう改められました。また、先日、米国政府がインターネット上の個人情報を極秘に収集していたことが明らかになりました。米国政府はテロ対策のため合法的に情報を収集しているとしていますが、それをまともに信じる国民がどのくらいいるのでしょうか。

折しも憲法改正の論議が起こっています。マイナンバー法成立を機に、国家(権力)とプライバシー権について、改めて考えていきたいと思います。